

資料提供	
平成 24 年 1 月 16 日	
担当課 (担当者)	人権教育課 (牧田)
電話	0857-26-7535

「鳥取県人権教育基本方針－第 1 次改訂－」の策定

このたび、鳥取県教育委員会では、「鳥取県人権教育基本方針－第 1 次改訂－」を策定しましたので、公表します。

記

1 鳥取県人権教育基本方針について

(1) 概要

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「鳥取県人権施策基本方針」について、平成 22 年 11 月に第 2 次改訂が行われた。これに基づき、学校教育及び社会教育を通して人権教育のより一層の推進を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の第 1 次改訂を行った。

(2) 経緯

平成 8 年 7 月	鳥取県人権尊重の社会づくり条例制定
平成 9 年 4 月	鳥取県人権施策基本方針策定
平成 16 年 3 月	鳥取県人権施策基本方針（第 1 次改訂） └ 平成 16 年 11 月 鳥取県人権教育基本方針策定
平成 22 年 11 月	鳥取県人権施策基本方針（第 2 次改訂） └ 平成 24 年 1 月 鳥取県人権教育基本方針－第 1 次改訂－

2 改訂の経過

平成 23 年

1 月	編集委員会（学識経験者等で組織）設置 (1 月～11 月 編集委員会で改訂素案の検討)
9 月～10 月	パブリックコメント、関係団体との意見交換の実施
12 月	パブリックコメントの実施結果について常任委員会報告 定例教育委員会協議

平成 24 年 1 月 公表

3 改訂に当たっての基本的な考え方

(1) 人権教育の基本的な考え方の継承

・現行の基本方針に掲げた人権教育に関する基本的な考え方を継承する。

(2) 鳥取県人権施策基本方針（第 2 次改訂）に沿った人権分野への対応

・新たに明示された人権問題について、教育を進めていく上での考え方を明示する。
(・刑を終えて出した人 ・犯罪被害者等 ・性的マイノリティ
・非正規雇用等による生活困難者 ・インターネットにおける人権)

(3) 人権教育の指導方法に関する国の視点を反映

・国（文部科学省）が公表した「人権教育の指導法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」の視点を反映させる。

4 ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95329>